

定額給付金対策本部からのお知らせ

定額給付金の申請はお済みでしょうか？

対馬市の申請受付期間は **平成21年3月23日～平成21年9月24日の6ヶ月間**です。
期限内に申請をお願いします。

【申請の方法】

まず「世帯主（申請・受給者）欄」の記入です。
世帯主の氏名、住所、連絡先電話番号を記入して印鑑を押してください。印鑑は、実印ではなく認印等で結構です。

次は【受取人口座記入欄】の記入です。
世帯主名義の銀行、郵便局、農協、漁協等金融機関の口座番号、口座名義人を記入します。
世帯主以外の世帯員の口座に受給希望の場合は、その方の通帳の口座番号、口座名義人を記入します。

世帯主の口座を記入された方は、ここで記入は終了です。

口座番号を世帯主以外の方の番号を記入した場合、代理申請の申請が必要です。その場合は【代理申請（受給）を行う場合】欄の記入をお願いします。

まず「代理人」の所に代理受給を受ける方のお名前と生年月日、住所をご記入の上、押印ください。

「世帯主氏名」には世帯主のお名前をご記入して押印します。

苗字が同じでも世帯主と代理人の印鑑は違うものを押印ください。

【裏面への資料添付】

世帯主の本人確認資料です。
運転免許証、顔写真付き住基カード、パスポート、身障者手帳、船舶免許などの顔写真付き証明書は、いずれかコピーしたものを1枚添付ください。

顔写真付きの証明が無い場合は、健康保険証、介護保険証、年金手帳、診察券、島民カード、通帳などいずれか2種類をコピーして添付ください。

代理申請の場合は代理人の本人確認資料も添付してください。

次は口座確認資料です。
通帳は表紙をめくり、口座名義人がカタカナ表示されているページをコピーして添付願います。
水道引落口座、税金引落口座、児童手当口座など対馬市に登録された口座の場合は添付が不要です。

【その他留意点】

現金給付は、通帳を持っていない方だけが受給できます。通帳をお持ちの方は現金給付が出来ません。

また、窓口に来てその場で直ぐに支給できません。必ず申請をお願いします。申請後、対策本部から給付のお知らせを差し上げます。その通知を持って改めて窓口までお越しください。

単身世帯で2月1日以降に亡くなられた方は、お近くに身内の方がいらっしゃっても代理受給はできません。（総務省の法的見解）

添付資料のコピーは市役所、各地域活性化センター、各出張所で行っています。最寄りの場所でご依頼ください。

以上が申請書の記入方法です。ご記入できましたら返信用封筒に入れて送付するか、市役所、最寄りの地域活性化センター、出張所の窓口で申請ください。

【問い合わせ】

対馬市定額給付金対策本部 〒817-8510 対馬市巖原町国分1441番地 対馬市役所 1階
TEL：0920-53-6111 FAX：0920-53-6112